

- 第六條の十三 令第四十八條第一項の国土交通省令で定める書面（新所有者が国又は地方公共団体であるときは、第三号に掲げる書面を除く。）は、次に掲げる書面とする。
 - 一 一時抹消登録証明書
 - 二 譲渡証明書その他の当該自動車の所有権を証明するに足る書面
 - 三 新所有者の住所を証するに足る書面
- 2 運輸監理部長又は運輸支局長は、法第十八條第三項の規定により所有者の変更について自動車登録ファイルに記録したときは、前項の規定により提出を受けた一時抹消登録証明書に当該変更についての記入をし、これを新所有者に返付するものとする。
- 第七條の見出しを（自動車登録ファイルの登録等の回復の申請）に改め、同条第一項中「登録の回復」を「登録等の回復」に、登録事項の記録の滅失の際の有効であった登録（以下「滅失前の登録」という。）を「登録等事項の記録の滅失の際の有効であった登録等（以下「滅失前の登録等」という。）に改め、同条第二項中「その他登録」を「その他登録等」に、添附を「添付」に改める。
- 第三章 登録の手続を、第三章 登録等の手続に改める。
- 第十七條の見出しを（自動車登録ファイルの登録等の回復）に改め、同条第一項中「添附書類」を「添付書類」に、登録の申請書」を「登録等の申請書」に、編綴年月日」を「編綴年月日」に、「登録回復申請書類編綴簿に編綴」を「登録等回復申請書類編綴簿に編綴」に改め、同条第二項中「編綴」を「編綴」に、「登録すべき」を「登録等をすべき」に、「登録があつた場合」を「登録等があつた場合」に改める。
- 第十八條中「登録」を「登録等」に改める。
- 第十九條中「登録」を「登録等」に、「登録回復申請書類編綴簿」を「登録等回復申請書類編綴簿」に改める。
- 第二十一條中「登録」を「登録等」に改める。
- 第二十二條中「第十五條第二項及び第三項並びに第十七條第一項」を「第十五條第四項及び第五項」に改める。
- 第二十三條の見出しを（職権による登録等）に改め、同条中「登録」を「登録等」に、「申請」を「申請又は届出」に改める。
- 第二十四條中「登録の申請書」を「登録等の申請書、届出書」に、「まづ消登録証明書」を「輸出抹消仮登録証明書、一時抹消登録証明書」に改める。
- 第二十六條第一項中「自動車の登録」を「自動車の登録等」に改め、同項中「申請」の下に、「届出」を加え、同条に次の一項を加える。
- 3 法第十五條の第四項（法第十六條第七項において準用する場合を含む。）法第十六條第三項若しくは第五項又は法第十八條第三項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長に対してする申請等は、最寄りの運輸監理部若しくは運輸支局長又は自動車検査登録事務所においてするものとする。
- 第二十七條の次に次の一条を加える。
- （情報管理センターに対する照会）
- 第二十八條 登録自動車に係る法第九十九條の三の照会は、次に掲げる事項について行つものとする。
 - 一 車台番号
 - 二 移動報告番号
 - 三 解体報告記録がなされた年月日
 - 四 自動車登録番号（一時抹消登録を受けた自動車に係る照会にあつては、一時抹消登録を受けた際の自動車登録番号）
 - 五 使用済自動車の再資源化等に関する法律第八十一條第一項の規定により引取業者が情報管理センターに報告した年月日
- 2 前項の照会を受けた情報管理センターは、電子情報処理組織を使用する方法により当該照会に係る事項について国土交通大臣に対し通知しなければならない。
- （自動車の登録及び検査に関する申請書の様式等を定める省令の一部改正）
- 第三條 自動車の登録及び検査に関する申請書の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。
- 第二條第一項中「登録」を「自動車（軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この条及び第四條第一項において同じ。）の登録等」に、「申請書、請求書及び嘱託書」を「申請書、届出書、請求書及び嘱託書」に改め、同項の表を次のように改める。

一 新規登録の申請書（第三号に掲げる場合を除く。）	第一号様式及び第二号様式
二 自動車登録番号標の交付の申請書（第八号の申請と同時に申請する場合に限る。）	
三 新規登録の申請書（次に掲げる場合に限る。） <ul style="list-style-type: none"> イ 道路運送車両法昭和二十六年法律第百八十五号、以下「法七十五條第一項の規定により型式について指定を受けた自動車であつて、第二号様式の諸元欄に掲げる事項（以下この条において「諸元欄事項」という。）に変更のないものについて申請を行う場合 ロ 一時抹消登録を受けた自動車（法第十六條第七項において準用する法第十五條の第二項後段の規定による記録を受けたものを除く。）であつて、諸元欄事項に変更のないものについて申請を行う場合 	第一号様式
四 変更登録又は更正の登録の申請書（第八号に掲げる場合を除く。）	
五 移動登録の申請書	
六 自動車登録番号標の交付の申請書（第四号及び前号の申請と同時に申請する場合に限る。）	
七 一時抹消登録後の所有者の変更に係る記録の申請書	
八 変更登録又は更正の登録の申請書（諸元欄事項に変更がある場合に限る。）	第一号様式
九 自動車登録番号標の交付の申請書（第二号及び第六号に掲げる場合を除く。）	第三号様式
十 登録事項等証明書（自動車一両ごとに作成するものに限る。）の交付の請求書	
十一 永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録の申請書（第十六号に掲げる場合を除く。）	第三号様式の一
十二 本邦に再輸入することが見込まれる登録自動車の届出書	
十三 一時抹消登録後の解体等又は輸出に係る届出書（第十六号に掲げる場合を除く。）	
十四 輸出予定届出証明書の交付の申請書	
十五 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納の届出書	
十六 永久抹消登録の申請書又は一時抹消登録後の解体等に係る届出書（使用済自動車の解体に係る場合に限る。）	第三号様式之三
十七 登録事項等証明書（三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るものに限る。）の交付の請求書	第四号様式
十八 抵当権の登録の申請書	第五号様式
十九 登録の嘱託書	第六号様式